



やさしい

税の学習室

第72回

広報委員会編集

国税不服審判所の裁決事例

《事例1》

差押処分の前に動産の引渡しは完了

動産のみの占有を移転しないことは考えられない

原処分庁が、納税者の滞納国税を徴収するために滞納法人が運営していた3カ所の教室に設置されていた備品等の動産を差し押さえたことに対して、請求人が動産は差押えが行われた時点において、請求人の所有であって、滞納法人に帰属する財産ではないので、差押えは違法、無効であるとして、その全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人は各差押処分の前に動産の引渡しを受けており、差押処分は滞納法人に帰属しない財産に対して行われた違法な処分であるとして、各差押処分の全部を取り消した。

事実関係

滞納法人は、請求人が開発したレッスンを実施する4教室を運営する法人。A税務署長は平成27年11月4日、滞納法人の納付すべき国税について督促状を送付。その後、原処分庁に徴収の引継ぎを行った。

滞納法人と請求人は28年4月22日、滞納法人が予定している破産申立てにより、教室の生徒らに対する悪影響を最小限にすることを目的として、教室運営の譲渡合意を行うとともに、同21日から23日までの間に、滞納法人が有する教室の賃借人たる地位を請求人へ移転させることについて、教室の賃貸人から書面にて承諾を得ている。滞納法人の代表取締役は同26日、請求人の求めに応じて承継合意に係る合意書に記名押印した。

原処分庁は、同28日、4教室を搜索し、3カ所にある備品等の動産を差し押さえた。請求人は、各差押処分の全部の取消しを求めて再調査の請求をしたところ、再調査審理庁が再調査を棄却する旨の決定をしたことから、審査請求をした。

争点は、請求人は差押処分前に動産の引渡しを受けていたか否か。

原処分庁の主張

請求人と滞納法人との間で締結された合意書には、建物の占有移転に係る記載はあるが、建物内の動産の占有移転に係る記載はなく、差押処分時に動産が請求人の所有物であったことを第三者が知り得るような明示もされていないことから、動産に係る占有改定の合意があったとはいえない。

審判所の判断

動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが無ければ第三者に対抗することができず(民法178条)、この引渡しには占有改定も含まれるところ(大審院明治43年2月25日判決)、占有改定が認められるためには、占有代理人がその占有物がある時以降本人のために占有する意思を表示することが必要となる(民法183条)。これをみても動産の引渡しに第三者が知り得るような明示が必要であるとする民法の条文や判例は見当たらない。請求人と滞納法人は、破産申立てが関係者への影響を最小限にすることを目的として、譲渡合意および承継合意を行ったと認められ、この合意は請求人が引き継ぐレッスンの実施に不可欠な各教室とそこに存する備品を含む動産一切を、滞納法人から請求人へ滞りなく承継させることを企図していたというべきである。

請求人と滞納法人が、この企図に反して動産のみの占有を移転しないことは考えられず、たとえ、合意書にそのことが明示的に記載されなくとも、建物の占有の移転だけでなく、建物内に存する動産の占有の移転にも合意するとともに、現実に引き渡されるまでは請求人のために占有することに合意したものと解釈するべきである。よって請求人は差押処分の前に占有改定により動産の引渡しを受けていたといえる。

(平成29年10月18日裁決)

《事例2》

従業員が商品窃取しネット販売、事業年度終了時に損害額の確定可能

請求人の従業員であった者が、請求人の仕入れた商品を勝手にインターネットオークションで販売して利益を得ていたとして、請求人が損害賠償を請求。請求人が損害賠償請求権の額は事業年度の終了時に確定できなかったなどとして益金に算入しなかったため、原処分庁が更正処分等をしてきた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を認めず損害賠償請求権の額は確定できるとして、また、原処分庁主張の額も誤りがあるとして採用せず独自に額を認定、原処分庁があわせてしていた法人税の青色申告の承認の取消処分などを取り消す判断を示した。

事実関係

請求人は農業機械機具の販売等を目的とする株式会社である。元従業員Aは同社で商品の仕入れ、在庫の管理および商品の発送等の事務を担当していたが、インターネットオークションで請求人の仕入れた噴霧器、高圧洗浄機、チェーンソー、発電機などを勝手に出品して販売する取引を反復継続、落札代金を受領していた。請求人は、請求人が仕入れた商品を窃取または横領してネット取引をしたとしてAを懲戒解雇、〇〇円を請求する訴訟を提起した。

請求人の主張

①Aが請求人から商品を窃取したことによる請求人の損害額は、窃取された商品の仕入額と送料の合計額となる。その額は、計算に時間を要しており、確定できていない。Aがすべての商品を原価割れで販売したか否かは明らかではなく、Aが受領した落札代金の額は損害賠償の額としては過大である疑いがある。

②Aの窃取行為を発見することは非常に困難で、事業年度の当時において確定できる状況になかったから、請求人のAに対する損害賠償請求権につき、権利行使を期待できない客観的状況があった。

審判所の判断

①について請求人のAに対する損害賠償請求権の額は、窃取された商品の時価と送料の合計額といふべき。各商品の落札代金の額は、商品の時価の範囲に含まれる額であるといえ、落札者がその商品を一般の販売業者を通じて購入するときの購入額を上回らないものと認められることからすれば、仮に、仕入額を上回る落札額でネット取引が成立したとしても、各商品の販売業者である請求人としては、その商品をその落札額以上で販売するのが通常で、その仕入額と落札額との差額は、請求人が得られたはずの利益として損害賠償請求権の対象となるから、請求人は仕入額を上回る落札額に基づく損害賠償請求権を行使できる。

②について請求人のAに対する損害賠償請求権の額は、請求人が事業年度の当時において仕入れに係る資料と売上げおよび棚卸しに係る資料とを照合し、窃取された商品を特定した上、その商品に係る価額およびその商品に係る送料に係る資料を保全することで計算することのできた金額を上回らないものと認められる。

したがって、通常人を基準とすれば、事業年度においてその金額を把握し得ないものとはいえず、権利行使を期待できない客観的状況があったとはいえないから、請求人の主張を採用することはできない。

他方、原処分庁は「Aがネット取引をしたことを隠匿していたことで、Aに対する損害賠償請求権の発生原因事実が隠蔽されていた」「隠蔽によりネット取引に係る損害賠償請求権に係る収益を帳簿に記載していなかったのであるから、青色申告の承認の取消事由がある」などとしていたが、請求人のAに対する損害賠償請求権が請求人の帳簿に計上されていなかったことは、請求人においてこれを計上すべき地位にある代表者等の担当者が、その損害賠償請求権の存在を知らなかったことによるもので、請求人が隠蔽したことによるものではないと認められ、青色申告の承認の取消事由があるとは認められないと判断した。

(令和元年5月16日裁決)

《事例3》

資金の移動状況が明らかでない金銭を贈与と認めず

被相続人Aには生前に配偶者Bから贈与により受け取っていた金銭があり、Aの死亡によりその贈与税の納税義務をBが承継したとして、原処分庁がBに対して贈与税の決定処分等を行った。その直後にBが亡くなったため、Bの相続人で国税の納付義務などを承継した審査請求人らが、AはBから贈与により金銭を取得していなかったなどとして、処分の全部の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所はAの口座に振り込まれた金銭のうちBの口座から移動したことが明らかでないものは、原資がBに帰属する財産と認めるに足る証拠がないなどとして処分の一部を取り消した。

事実関係

AとBはそれぞれ前夫、前妻と死別し、平成2年に再婚した。Bには前妻との間に請求人ら2人の子どもがいた。AとBは26年12月に介護付き老人ホームに入居することとなり、その前月にAの口座に一定額の入金があり、Bの口座からは一定額の出金があった。ただ、Aの口座への入金にはBの口座からの資金移動が明らかに紐づいているもの（本件金員）と、現金で入金されており、かつ当日中のBの口座から出金事実の見当たらない750万円（本件750万円）が存在した。

争点は、①本件金員等が「贈与により取得した財産」に当たるか否か、②本件金員が贈与により取得した財産に当たる場合に本件金員が「贈与税の非課税財産」に当たるか否か。

原処分庁の主張

AとBとの間で本件金員を贈与する旨の贈与契約書の存在は認められないものの、Bの口座からの出金やAの口座への入金状況、Aの口座から老人ホームの費用が引き落とされていること、Aの年金収入だけでは老人ホームの費用が不足していたことなどの事実関係、子の申述などからAとBの間で本件金員の贈与契約が成立していたと認められる。本件750万円についても、これら金員が入金される直前のAの口座残高が約26万円だったことなどから、原資はBに帰属するものであったと推認される。

請求人の主張

本件金員に係る贈与契約書は存在しておらず、ほかにBがAに本件金員を贈与する旨の意思表示をしたとする客観的な証拠はない。また、本件750万円の原資がBに帰属するか否かは不明である。

審判所の判断

争点①について

AとBはそろって26年12月に老人ホームに正式入居しているが、これに先立ってAは離婚をちらつかせてまで自己の入居費用をBに負担させようとし、Bは一定額までは出せる旨発言したこと、AとBの口座の出入金状況などから本件金員はAがBから贈与により取得したものと認められる。他方、本件750万円はAへの入金の約1年半前にBの口座から1000万円の出金が認められるものの、その保管状況は明らかでなく、ほかに本件750万円の原資がBに帰属すると認めるに足りる証拠はないから、本件750万円はAがBからの贈与により取得したということとはできない。

争点②について

Aの老人ホーム入居費用は入居時に60万円、その後1カ月当たり約33万円が必要とされたにとどまり、老人ホーム入居前に〇〇〇〇円（金額は非開示）をまとめて贈与する必要までではない。そうすると、〇〇〇〇円はAの老人ホームの費用の支払いのために必要な都度取得されたとはいえず、〇〇〇〇円は贈与税の非課税財産に当たらない。

したがって、本件金員のうち〇〇〇〇円は贈与により取得した財産に当たる上に贈与税の非課税財産に当たらない（贈与税の課税対象となる）が、本件750万円は贈与により取得した財産に当たらない（贈与税の課税対象とはならない）。

（令和元年9月24日裁判）